

学校法人豊田学園
岐阜保健大学短期大学部
機関別評価結果

令和3年3月12日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

岐阜保健大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 豊田学園
理事長	豊田 雅孝
学 長	河田 美紀
A L O	永井 博弐
開設年月日	平成 19 年 4 月 1 日
所在地	岐阜県岐阜市東鶉 2 丁目 92 番地

<令和 2 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
リハビリテーション学科	理学療法学専攻	60
リハビリテーション学科	作業療法学専攻	30
	合計	90

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

岐阜保健大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和3年3月12日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和元年6月11日付で岐阜保健大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

「命と向き合う心、知識、技を持った地域医療に貢献できる医療人の養成」という建学の精神は短期大学の教育理念を示している。建学の精神はウェブサイト、募集要項、学生便覧等を通して、学内外に表明されている。

教育理念、教育目標を建学の精神に基づいて定め、学生便覧、シラバス、ウェブサイト等により学内外に表明している。短期大学の教育目的は学則に定めている。なお、評価の過程で、専攻課程ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層の内部質保証への取組みが求められる。

短期大学としての学習成果は卒業認定・学位授与の方針において示しており、科目レベルではシラバスにおいて到達目標として掲げている。三つの方針を建学の精神に基づき関連付けて一体的に定め、教育活動に活用し、ウェブサイトや学生便覧等で公表している。

自己点検・評価委員会が中心となって自己点検・評価活動を実施している。自己点検・評価報告書は定期的に公表されている。成績評価及び国家試験合格率等の具体的数値により学習成果のアセスメントを行っており、教育の質向上に向けてPDCAサイクルを活用している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し明確であり、社会的に通用している。教育課程編成・実施の方針は、実践的な医療人を養成するための教育課程編成に向けて具体的な内容が示されている。入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、募集要項等に明確に示している。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応しており、それぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。なお、評価の過程で、理学療法専攻と作業療法専攻の学習成果及び三つの方針が共通のものとなっており、専攻課程ごとに定めていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層の内部質保証への取組みが求められる。学習成果の獲得状況を各科目の成績評価、GPA、国家試験の合格率等を活用して測定している。学生による満足度調査も学習成果の向上のための取組みに活用

している。

学内の FD 活動や学生による授業アンケートを基に、授業の改善に全学的に取り組んでいる。入学から卒業に至るまで、チューター制を取り入れ、学生の生活面、学習面の不安や悩みを解消するよう支援している。就職支援では、最新の情報収集、面接や小論文の対策、個別相談の実施等、きめ細かい進路指導が行われている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を適切に配置している。専任教員の研究活動は教育課程編成・実施の方針に基づいて行われている。事務組織は責任体制が明確であり、事務関係諸規程も整備されている。就業規則、給与規程等教職員の就業に関する諸規程を整備し、事務局で閲覧できるようにしている。

校地及び校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて施設設備や機器・備品を整備している。施設設備の維持管理や定期的な点検が諸規程に基づき行われており、コンピュータシステムについてもセキュリティ対策が実施されている。火災・地震対策として全教職員、全学生が参加する避難訓練を年 1 回実施している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、技術的資源を整備している。また、教員が新しい情報技術を活用した授業を行い、学習成果を獲得させるために努めている。

財務状況は、学校法人全体及び短期大学部門ともに経常収支が過去 3 年間、収入超過である。

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。学校法人運営上重要な事項は、理事会で決定している。その他日常の学校法人や短期大学の運営に関する重要事項は常務理事会において決定している。

学長は、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、教授会は教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、学校法人の業務及び財産について監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後、2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に基づき、理事長を含め役員の諮問機関としての役割を果たしている。なお、評価の過程で、評議員会が寄附行為に定める定数を満たしておらず、評議員会が理事の数の 2 倍を超える評議員で組織されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、適切な学校法人運営を行うことが求められる。

教育情報及び財務情報をウェブサイトにおいて公表・公開している。

なお、岐阜保健大学短期大学部は令和 3 年度学生募集の停止を決定している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神に基づき、四つの地域密着型研究センター(ネウボラの母子支援センター、多文化共生・多様性健康推進センター、高齢者認知症予防センター、多職種連携実践センター)を設置し、短期大学の教育研究資源を母子、高齢者や医療従事者等と共有することにより地域・社会に貢献している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教養科目である「岐阜の風土と生活」は、学生の地域への帰属意識をもたらすことが期待できる特色のある学びであり、学生は学んだ内容を大学祭で発表している。

[テーマ B 学生支援]

- 全専任教員が学生数名を担当するチューターとなり、入学時から卒業まで学習、生活及び就職の支援を行っており、教育的・心理的に支援できる環境が整備されている。学生間に進度の差があるケースやハンディキャップのある学生に真摯に向き合い、状況に応じた対応と配慮がなされている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 障がいのある学生を受け入れる際、その学生の入学してからのニーズ等を確認した上でバリアフリー等の配慮や設計を行い、教育環境を整えている。

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- シミュレーションセンターを設置し、実際の臨床現場を模擬的に再現した学習環境を提供し、学生の実践的な学びの質の向上に努めている。これは、学外実習を代替できるレベルのものであり、教育の質を低下させない教育資源である。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスにおいて、同一科目の複数回で「講義テーマ」及び「内容」が完全に同じ記載になっている科目が散見される。学生に分かりやすく伝えるためにも、各教員へのシラバス記載ルールの周知・徹底を図るとともに、組織的なチェック体制の構築が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 一部の専任教員の学位及び業績等について公表されていないので、学校教育法施行規則の規定に基づく情報の公表が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 評価の過程で、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、短期大学設置基準の規定にのっとり、専攻課程ごとに学則等に定めていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、適切な自己点検・評価を行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、理学療法学専攻と作業療法学専攻の学習成果及び三つの方針が共通のものとなっており、専攻課程ごとに定めていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、適切な自己点検・評価を行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれない。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、評議員会が寄附行為に定める定数を満たしておらず、評議員会が理事の数の2倍を超える評議員で組織されていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は法令遵守の下、評議員会本来の機能を確認し、より一層その運営の向上・充実に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「命と向き合う心、知識、技を持った地域医療に貢献できる医療人の養成」という建学の精神は短期大学の教育理念・理想を示している。建学の精神はウェブサイト、募集要項、学生便覧等を通して、学内外に表明されている。また、入学式、新入生オリエンテーション、教員会議等の機会を利用し、学内において共有されている。

高等教育機関として地域・社会に貢献するために、四つの地域密着型研究センターの設置や他大学、地方公共団体等との連携、職員及び学生によるボランティア活動に取り組んでいる。

教育理念、教育目標を建学の精神に基づいて定め、学生便覧、シラバス、ウェブサイト等を通して、学内外に表明している。教育理念、教育目標は学科会議等で点検し改善できる体制を整えている。

短期大学の教育目的は学則に定めている。なお、専攻課程ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていなかった点については、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

短期大学としての学習成果は、卒業認定・学位授与の方針において示しており、科目レベルではシラバスにおいて到達目標として掲げている。学習成果の点検は、領域会議、学科会議、実習委員会等において行っている。

三つの方針を建学の精神に基づき関連付けて一体的に定め、教育活動に活用しており、ウェブサイトや学生便覧等で公表している。三つの方針は、教員会議や自己点検・評価委員会等で定期的に点検を行っている。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。自己点検・評価委員会が中心となって全教職員が関与しながら自己点検・評価活動を実施しており、評価の結果を踏まえてFD・SD活動が行われている。自己点検・評価報告書は定期的に公表されている。

各科目における成績評価、GPA及び国家試験合格率等の具体的数値により学習成果のアセスメントを行っており、教育の質向上に向けてPDCAサイクルを活用している。アセスメントの手法については、求められる医療人の質の変化等を踏まえながら点検している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し明確であり、社会的に通用している。また、卒業認定・学位授与の方針は教員会議を主体として定期的に点検している。

教育課程編成・実施の方針は、実践的な医療人を養成するための教育課程編成に向けて具体的な内容が示されている。教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。教育課程の見直しは教務委員会を中心に行われている。シラバスにおいては、同一科目の複数回で「講義テーマ」及び「内容」が完全に同じ記載になっている科目が散見される。学生に分かりやすく伝えるためにも、各教員へのシラバス執筆ルールの周知・徹底を図るとともに、組織的なチェック体制の構築が望まれる。

教育課程には幅広く深い教養を培うよう5分野の教養科目群が配置され、体系的に整理されている。また、医療人として必要な能力を育成するための教育課程が編成され、職業教育を実施している。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、募集要項等に明確に示されている。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応しており、それぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。授業料その他の入学に必要な経費を明示している。

卒業認定・学位授与の方針や教育目標に掲げる学習成果は具体性があり測定可能である。なお、理学療法学専攻と作業療法学専攻の学習成果及び三つの方針が共通のものとなっており、専攻課程ごとに定めていなかった点については、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学習成果の獲得状況は各科目の成績評価、国家試験の合格率、卒業率、就職率を活用して測定している。令和元年度からGPAを導入している。学生による満足度調査も学習成果の向上のための取組みに活用している。国家試験合格率がここ数年低迷している点について、より具体的な現状把握と対策を講じることが望まれる。

学生の卒業後評価について、調査やアンケートの必要性について認識はしているが実施されていない。今後は、定期的な調査等により、卒業生の就職先の声を聞き取り、学習成果の点検に活用されたい。

学内のFD活動や学生による授業アンケートを基に、授業の改善に全学的に取り組んでいる。入学から卒業に至るまで、チューター制を取り入れ、学生の生活面、学習面の不安や悩みを解消するよう努めている。

学習成果の獲得に向けて、入学前教育やガイダンス等を実施し、また、学生便覧等の学生支援のための印刷物やウェブサイトを活用している。また、学びの動機付けを進めるために体験的学習を取り入れることにより、将来の医療人養成に向けて専門性の素地づくりを行っている。

学生の生活支援のための教職員の組織を整備している。学生が主体的に参画する活動が行われるよう、学生委員会を中心に支援体制が整備されており、学生の意見を聴取するための学生教員協議会も開催されている。

教職員が協働して学生の就職支援に取り組んでいる。最新の情報収集、面接や小論文の対策、個別相談の実施等、きめ細かい進路指導が行われている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を適切に配置している。また、教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて行われており、教員組織が適切に編制・整備されている。

専任教員の研究活動は教育課程編成・実施の方針に基づき行われている。外部研究費の獲得を短期大学の課題としており、研究環境整備を含めた検討が望まれる。教員の研究倫理の遵守の取組みについては、研究倫理委員会やFD活動等を通じて行われている。

事務組織は責任体制が明確であり、事務関係諸規程も整備されている。SD活動は外部団体が主催する研修会への参加等により行われ、規程も整備されている。

就業規則、給与規程等教職員の就業に関する諸規程を整備し、事務局で閲覧できるようにしている。就業に関しての注意事項は入職時のオリエンテーションで教職員に周知している。

校地及び校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて施設設備や機器備品を整備している。また、バリアフリーの構造になっており、障がい者に対応している。

固定資産管理規程や防犯・防災規程等の諸規程を整備し、施設設備の維持管理や定期的な点検が行われており、コンピュータシステムについてもセキュリティ対策が実施されている。火災・地震対策として全教職員、全学生が参加する避難訓練を年1回実施している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、情報やコンピュータ等の技術的資源を図書館、演習室等に整備している。また、教員が新しい情報技術を活用した授業を行い、学習成果を獲得させるために努めている。

財務状況は、学校法人全体及び短期大学部門ともに過去3年間、経常収支が収入超過である。貸借対照表の状況が健全に推移している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。予算、決算の決議及び学長、教職員の任免等、学校法人運営上重要な事項は、理事会で決定している。その他日常の学校法人や短期大学の運営に関する重要事項は、理事長や学長等で構成される常務理事会において決定している。理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

学長は、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、また、学校法人の理事として教学上起こりうる諸課題を理事会に具申し、リーダーシップを発揮している。学長は、学則等に基づき教授会を開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営しており、教授会の議事録も整備されている。学長は教授会で出された意見を聴取し最終的な意思決定を行っている。短期大学の円滑な運営を図るため、専任の教員・事務職員で構成される各種委員会を設置している。

監事は、学校法人の業務及び財務の状況について監査を行い、監査の状況について理事会及び評議員会で意見を述べており、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終

了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。なお、監査報告書の宛先が理事長となっているので、理事会及び評議員会に提出するよう、改善が望まれる。また、監査報告書の監査を実施した対象については、改正後の私立学校法第 37 条第 3 項にのっとり記載されたい。

評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に基づき、理事長を含めた役員の諮問機関としての役割を果たしている。なお、評議員会が寄附行為に定める定数を満たしておらず、評議員会が理事の数の 2 倍を超える評議員で組織されていなかった点については、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

教育情報は、ウェブサイトにおいて公表しているが、一部の専任教員の学位及び業績等について公表されていないので、学校教育法施行規則の規定に基づく情報の公表が望まれる。財務情報は、私立学校法の規定に基づきウェブサイトにおいて公表・公開している。